

神奈川県司法書士会と連携協定を締結し、 横浜市への遺贈寄附に関する相談支援を実施します

横浜市は、神奈川県司法書士会（以下、会といいます。）と「横浜市に対する遺贈寄附に係る相談支援及び普及啓発に関する連携協定」を締結しました。本協定に基づき、横浜市への遺贈寄附を希望又は検討される方々（以下、遺贈希望者といいます。）に対し、相談支援等を実施することで、遺贈希望者の意向の実現に向けた支援体制を整備します。

1 背景

横浜市では「自分が亡くなった後、遺産を横浜市に役立ててほしい」という方々の想いを受け止め、遺言による寄附（遺贈）や相続財産による現金寄附を受け入れており、直近3年間で13件、約4億円の遺贈寄附を受け入れてきました。

一方、遺贈寄附の実現には遺言書作成など専門的な知識が必要となることから、今回、専門知識を有する外部専門機関との相談窓口連携による相談支援体制を整備し、横浜市への遺贈希望者の意向の実現を支援するとともに、横浜市への遺贈寄附の促進につなげていきます。

2 協定の概要

- (1) 目的 横浜市への遺贈希望者の意向を、適切かつ円滑に実現
- (2) 連携内容 遺贈寄附の普及啓発・広報、遺贈寄附を促進する体制・仕組みづくり
- (3) 協定内容
 - ・横浜市は、市民から遺贈寄附相談を受けた場合、専門的な相談先の一つとして会を紹介
 - ・司法書士は、市民から遺贈寄附相談を受けた場合、寄附先の選択肢の一つとして横浜市を案内
 - ・司法書士は、遺贈希望者に対して、遺言書作成などについて専門的な知識に基づく助言を実施
 - ・会は、必要に応じて、各種士業等を紹介
 - ・会から紹介を受けた司法書士による初回相談（30分以内）は無料

協定締結の様子（令和8年8月21日）



【左】松浦 淳 副市長

【右】神奈川県司法書士会 坂根 隆志 会長

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 相談支援の流れ（イメージ）

運用開始日：令和8年8月21日

対 象：横浜市への遺贈希望者

- (1) 会は、遺贈寄附専門ダイヤル（045-307-1185 各市町村共通）を設置
- (2) 横浜市は、市民から横浜市への遺贈寄附に関する相談を受けた際は、上記ダイヤルを案内
- (3) 遺贈希望者が、遺贈寄附専門ダイヤルへ電話
- (4) 会において相談内容の聞き取りを行い、近隣の適切な司法書士を紹介
- (5) 遺贈希望者が、紹介を受けた司法書士への相談を予約
- (6) 司法書士は、初回無料相談（30分以内）において、専門的な助言を実施
- (7) 遺贈希望者は、法的に有効な遺言書を作成し、ご逝去後、遺言執行者により遺言内容に基づく遺贈寄附を実行

4 神奈川県司法書士会について

(1) 概要

司法書士法第52条に基づき、横浜地方法務局が管轄する神奈川県全域に事務所を有する司法書士が集まって設立された法人です。司法書士会の役割は、その所属する会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としています。

司法書士として業務を行うためには、各地の司法書士会、神奈川県でいえば、神奈川県司法書士会に登録することが必要となっております。

(2) 司法書士の使命

国民にとって最も身近な法律家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することにより、神奈川県司法書士会においても、それを実践すべく、所属する司法書士が国民の皆様の期待に応えるため、各司法書士への指導及び連絡はもとより、各地における相続、遺言や裁判などの相談会の実施の他、空き家問題、所有者不明土地問題、借金問題などに代表される社会的問題についても積極的に取り組んでおります。

お問合せ先		
財源確保推進課ふるさと納税担当課長	西海	Tel 045-671-4808



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

